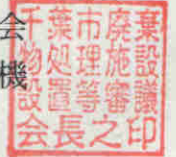


平成26年10月28日

千葉市長 熊谷俊人 様

千葉市廃棄物処理施設設置等審議会  
会長 立本英機



株式会社タケエイの産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請に  
対する意見について（答申）

平成26年7月25日付け26千環産第323号で諮問のありましたこのこ  
とについて、別紙のとおり答申します。



株式会社タケエイの産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請について、留意すべき事項については下記のとおりです。

記

- 1 安定型最終処分場であることを考慮し、極力、中間処理施設にて分別処理された廃棄物を受入れるとともに、全量展開検査を行い、適正な埋立管理を行って下さい。

また、適正な埋立管理の徹底を図るため関係作業者に十分な教育を実施して下さい。

- 2 地下水等周辺の環境保全について万全を期するとともに、維持管理計画に基づき、地下水観測井、浸透水採取設備の水質についてモニタリング等の維持管理を徹底して下さい。

- 3 維持管理計画に基づく調査結果については、周辺住民に情報開示するなど地域住民との相互関係を良好に保つための努力を積極的に実施して下さい。

- 4 騒音、振動、粉じん等を発生させるような環境に負荷を与える行為への配慮は施設の稼動時のみ行うのではなく、設置工事時においても配慮を怠らず、可能な限り負荷を回避又は低減して下さい。

施設の設置にあたっては、変更許可申請書添付図書を遵守するとともに、特に計画掘削底面と地下水位が近いことから施工には十分留意し、支障が生じた場合は掘削底面の高さ等の見直しを行って下さい。

以上